

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	採石法	法令の番号	昭和25年法律第291号	
許認可等の種類	採石業者の登録	根拠条項	第32条	
審査基準	1. 採石法第32の3及び第32条の4による。 2. 「佐賀県採石業者登録事務取扱要領」による。 3. 「採石業者登録申請書等作成手引き」による。			
	受付機関	河川砂防課	処理機関	河川砂防課
	交付機関	河川砂防課	標準処理期間	15日
			標準経由期間	日
			目次NO	53